

# 地震・津波災害時の消防団活動における安全管理マニュアル

## 1 目的

この安全管理マニュアルは、地震・津波災害時に消防団員が迅速かつ的確な活動を行うために必要な事項を定め、消防団員の安全を確保することを目的とする。

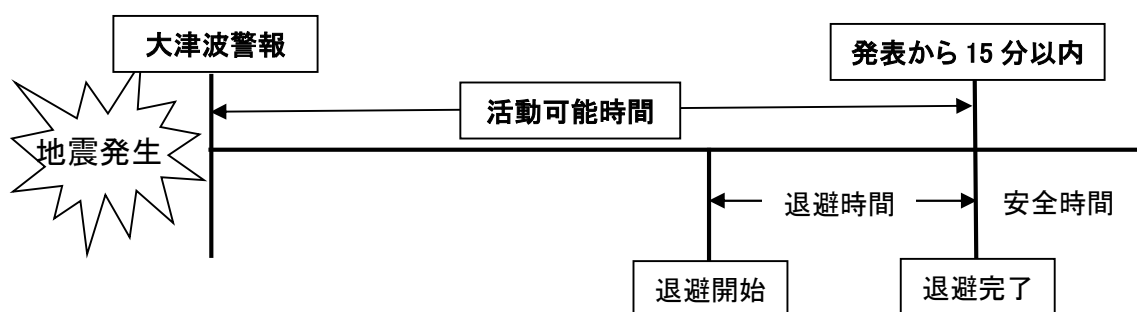
## 2 参集

- (1) 震度5弱以上の地震が発生した場合、又は地震に伴う津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合は所属する消防屯所へ参集する。参集する途上において、危険と判断した場合は、安全な場所や直近の消防屯所で情報収集する。(震度4で消防団長が必要と認める場合を含む。)
- (2) 大津波警報が発表され参集に時間を要する場合は、所属消防屯所へ参集することなく、高台等安全な場所への退避を優先する。
- (3) 団本部員は、大船渡市防災センター災害対策室に参集し、防災部又は消防団指揮本部(以下、「指揮本部」という。)を立ち上げ、消防団無線、消防デジタル無線等(以下、「消防無線等」という。)を開局し、指揮体制を整える。

## 3 大津波警報発表時の活動要領 ※退避優先ルール「15分ルール」適用

大津波警報が発表されてから消防屯所又は高台等安全な場所への退避が完了するまでの時間を活動可能時間とし、15分以内と設定する。(以下、「15分ルール」という。)

### 「15分ルール」のイメージ



### (1) 指揮本部

ア 指揮本部は、大津波警報等が発表された場合、津波到達予想時間、予想される津波高などの情報を収集するとともに、「15分ルール」を各分団指揮所へ消防無線等で指示する。

イ 指揮本部は、退避が完了していない車両に対して、「15分ルール」に基づき、消防無線等で一斉に退避指示を行う。

(2) 分団指揮所

ア 分団指揮所は、消防無線等を開局し、指揮本部の「15分ルール」の指示を受け、消防無線等のほかトランシーバーや拡声器等を活用し、消防団員に周知する。

イ 分団指揮所は、「15分ルール」に基づき、各部隊の退避が完了したことを確認後、指揮本部に消防無線等で報告する。

(3) 部隊

ア 指揮者は、消防団員及び車両の安全を確保し、「15分ルール」に基づき、退避が完了したならば分団指揮所に消防無線等で報告し、車両のAVM完了ボタンを押す。

イ 消防屯所が津波浸水想定区域内にある場合は、安全な参集場所及び退避場所へ避難する。場所にあってはあらかじめ指定する。(別紙1)

#### 4 津波注意報・津波警報発表時の活動要領

(1) 指揮本部

ア 指揮本部は、地震・津波情報等を収集後、各分団指揮所へ活動方針（避難誘導・避難支援・広報伝達等）を指示する。

イ 指揮本部は、津波観測など緊急を要する情報について、速やかに消防無線等で各分団指揮所へ伝達する。

ウ 指揮本部は、陸閘の未閉鎖により避難指示が発令された場合、該当分団に情報を伝達する。

(2) 分団指揮所

ア 分団指揮所は、指揮本部からの活動方針を受け、該当する部隊に指示する。

イ 分団指揮所は、指揮本部からの地震・津波情報等を消防団員に周知し、活動の安全管理に当たる。

(3) 部隊

ア 部隊は、原則として3名以上の消防団員が参集後、班長以上の階級の者を指揮者とした隊を編成し活動を開始する。

イ 指揮者は、所属消防屯所へ参集後、直ちに消防無線等を開局し、通信体制を確保する。

ウ 指揮者は、消防屯所の被災状況を確認後、消防屯所が危険と判断したならば、更なる災害に備えるため、必要な資機材（消防ホース等）を積載し、車両を退避場所に移動させる。

エ 車両で出動する場合は、原則として3名以上乗車するものとし、AVM動態ボタンを押す。車両から離れる場合は、車内に1名待機し、分団指揮所との連絡手段を確保する。車両は直ちに退避できるように、停車位置や向きに配慮する。

オ 津波浸水想定区域内で活動する場合は、ライフジャケットを着用し、最も近い退避場所や退避ルートを確認する。

カ 指揮者は、災害情報を継続的に収集するとともに、現場の状況により危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出す。

キ 指揮者は、退避命令を消防団員へ伝達する手段については、消防無線等のほか、車両のサイレンや半鐘など、複数の情報伝達手段をあらかじめ指定する。

ク 消防屯所が津波浸水想定区域内にあり、陸閘の未閉鎖により避難指示が発令された場合は、安全な参集場所及び退避場所へ避難するものとする。

## 5 遠地地震に伴う津波警報等発表時の活動要領

遠地地震に伴う津波警報等が発表された場合、津波到達予想時間1時間前に指揮本部を設置し、活動方針、活動時間等を指示する。

また、津波警報等発表時において、既に津波が到達している場合又は津波の到達が予想される場合は、「15分ルール」の適用外とする。

## 6 津波注意報・警報の種類に伴う「15分ルール」と避難指示対象区域

種 類	「15分ルール」	避難指示の対象
大津波警報	適 用	岩手県公表の最大の津波浸水想定区域
津波警報	適用外	【海岸堤防等がある場合】 海岸堤防等より海側の区域 【海岸堤防等がない区域】 岩手県公表の最大の津波浸水想定区域
津波注意報	適用外	海岸堤防等より海側の区域、岸壁、海岸付近、盛川河川敷

## 7 運用

このマニュアルは、令和4年7月1日から運用する。

### 附則（令和6年改正）

「(別紙1) 津波浸水屯所及び避難場所」を令和6年大船渡市消防団統廃合に伴い、内容を一部変更し、令和6年7月1日より運用する。

### 附則（令和8年改正）

- 1 大船渡市が発令する避難指示に伴い「15分ルール」の適用範囲を改める。
- 2 津波注意報・津波警報・大津波警報発表時の活動要領を分類する。

- 3 津波注意報・津波警報発表時の活動要領において新たな避難指示が発令された場合の活動を追記する。
- 4 「15分ルール」と避難指示対象区域の表を追記する。
- 5 別紙1「津波浸水屯所及び避難場所」の内容を一部改める。
- 6 令和8年6月1日より運用する。

## 避難場所一覧

分団	部	津波ハザードマップ 浸水想定区域	避難場所
第1分団	第1部	-	
第1分団	第2部	該当	天神山公園
第1分団	第3部	該当	盛小学校
第1分団	第4部	該当	リアスホール
第2分団	第1部	該当	大船渡地区公民館
第2分団	第2部	該当	地ノ森1区公民館
第2分団	第3部	該当	本増寺
第3分団	第1部	-	
第3分団	第2部	-	
第3分団	第3部	-	
第4分団	第1部	-	
第4分団	第2部	-	
第4分団	第3部	-	
第4分団	第4部	-	
第4分団	第5部	-	
第5分団	第1部	-	
第5分団	第2部	該当	鎌田水産福利厚生施設
第5分団	第3部	-	
第6分団	第1部	-	
第6分団	第2部	該当	赤崎地区公民館
第6分団	第3部	該当	赤崎中井地域公民館
第10分団	第1部	該当	旧綾里地域振興出張所
第10分団	第2部	-	
第10分団	第3部	-	
第10分団	第4部	-	
第11分団	第1部	該当	甫嶺地域防災 コミュニティセンター
第11分団	第2部	-	
第11分団	第3部	-	
第11分団	第4部	-	
第12分団	第1部	該当	吉浜拠点センター
第12分団	第2部	-	